

平成28年度外部評価シート

1 概要（第4次長期総合計画に掲げる事項）		
NO、施策名	01	市民と行政の協働によるまちづくり
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主役は言うまでもなく市民である。市民活動団体などと行政がそれぞれの特徴を活かしながら協働し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努める。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図る。 	
NO、基本事業名	01-02	市民と行政の情報共有
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できる体制づくりを行うとともに、広報ひがしくるめや市ホームページを活用し、わかりやすい情報提供に努める。 ・高齢者、障害者、外国人、子どもたちの情報格差をなくすため、情報のバリアフリー化、アクセシビリティの向上に努める。 ・市民アンケートやパブリックコメントを実施し、市民の意見や満足度の把握に努め、市民対話の機会づくりを推進する。 	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
01-02-01	情報コーナー整備事業	市議会会議録、予算書・決算書、各種計画などのほか、審議会等会議の開催状況や会議録、パブリックコメント資料、市の有料刊行物などが閲覧でき、市政情報をまとめて入手できる場所として機能している。
01-02-02	報道機関情報提供事業	新聞社、テレビ・ラジオ局などの報道機関に市政情報やイベントについて情報発信し、新聞記事などに取り上げられるなど、市民の市政情報の入手に役立っている。
01-02-03	暮らしの便利帳発行事業	官民協働事業により印刷・配達について市の費用が発生せずに、東久留米市の自然・名所などの案内、公共施設や医療機関などのガイド、その他暮らしに役立つ情報を冊子として発行（隔年で発行）でき、転入者や市民への情報提供に役立っている。
01-02-04	広報発行事業	月2回発行・市内全戸配布し、インターネット環境が無い世帯でも、まとまった市政情報が得られる媒体として有効で必要性が高い。
01-02-05	声の広報事業	広報をボランティアによる音訳でCD化して希望者に配布していることから、視覚障害者が市政情報を入手する媒体として必要性が高い。
01-02-06	ホームページ運営事業	市民が来庁しなくても知りたい市政情報を調べることができるため、情報提供の媒体として必要性が高い。また、外国語翻訳や読み上げソフトが利用できることから情報のバリアフリー化としても役立っている。
01-02-07	市案内図発行事業	転入者に暮らしの便利帳とともに配布しており、市の自然・名所・公共施設などの案内図として機能している。
01-02-11	ご意見箱設置事業	市政に関する広範なものから日常生活に密着する身近なものまで、幅広い意見、要望等を聴取し、諸問題の解決や市政に反映することを目的としている。回答や説明を行うことにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、それらを市政に反映していく。その一連の過程から施策に対する貢献度は高いと考える。

3 評価の視点

市民と行政の情報の共有化は、市民が主体的にまちづくりに参加するために必要不可欠なものである。そのためには、市として効果的な市政情報の発信を行っていくと同時に、市政に関し広く市民意見の聴取を行うことが欠かせない。このような観点から、当市の情報共有手段についてその貢献度の評価を求めるものである。

4 外部評価結果

声の広報事業については、広く情報を伝えるといった広報の目的に鑑みれば、文字による情報取得が困難な市民等への情報発信手段として、専用機を使って音声読み上げをする音声コードの活用など、他の媒体を活用した新たな情報発信手段についても検討されたい。また、広報紙以外の刊行物についても、このような取り組みの導入について検討されたい。

ホームページ運営事業については、掲載すべき情報が掲載されているか、また、知りたい情報にアクセスしやすいかなどといった点で課題がある。市政に関する情報を市民に提供していくことは重要なことであるので、積極的に市政情報を公表していくよう努めていただき、また、必要な情報が閲覧しやすいホームページとなるよう、その構成等について検討されたい。

広報事業全体としては、市との関係において市民の権利義務に影響を与える法令の改正がなされた場合については、速やかに、かつ、分かり易く制度改正の内容や従来からの変更点等に関する情報提供を行っていく必要がある。

市政情報をもっと積極的に発信していくために、地域にある情報発信事業者などと連携した市政情報の発信のあり方についてもあわせて調査、研究されたい。

ご意見箱設置事業については、市民から寄せられた要望、意見等に対し、漏れが生じることのないよう回答していくことが重要である。すでに、回答が求められているご意見・要望等については、全て回答しているとのことなので、今後もこのような対応を続けていただきたい。また、こうした広聴事業の取り組みを行っていることを、回答に至る一連の流れと合わせて、積極的にPRしていく仕組みづくりを検討されたい。

5 外部評価結果に対する市としての方針

ハンディキャップを持つ方等への情報発信については、先進市の状況も参考に、引き続き研究をしてみたいと考えています。

ホームページの運営については、職員研修を通じ職員の技術向上を図り、市民が必要な情報をすぐに入手できるような環境整備に努めてまいります。

法令や制度改正があった場合、適時適切に情報提供を行うことが重要であると認識しています。

市政情報の効果的な発信については、情報を保有する各所管の意識醸成が肝要であることから、全庁的な指針づくりにも取り組む必要があると考えております。

事業者と連携した情報発信については、費用負担が発生することなども含めて、調査、研究が必要であると考えています。

市民の意見を広く聴取する手段としてのご意見箱設置事業については、引き続き適切な対応を図るとともに、広聴の制度をより多くの市民に知っていただくための方策を検討してまいります。